

○白山市道路位置指定指導要綱

平成19年3月30日

告示第102号

改正 平成27年3月31日告示第113号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更及び廃止を含む。）の取扱いに関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び白山市建築基準法施行細則（平成19年白山市規則第7号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この告示の適用範囲は、法第42条第1項第5号の規定に基づき、位置の指定を受けようとする道路及びその道路に接する敷地とする。

(事前協議)

第3条 道路の位置の指定（変更及び廃止を含む。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に白山市土地開発指導要綱（平成17年白山市告示第203号）第6条の規定に基づく土地開発協議書を市長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定、変更又は廃止の申請)

第4条 前条に規定する協議を終了した申請者は、別表に掲げる図書を添えて申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに審査し、内容に支障がないと認めるときは、道路位置指定申請受理通知書（様式第1号）を交付しなければならない。
- 3 申請者は、道路を築造しようとする場合、前項の道路位置指定申請受理通知書の交付を受けなければならない。
- 4 申請者は、道路築造の工事が完了した場合、道路の工事完了届（細則様式第11号）に工事写真を添え、届け出るものとする。
- 5 市長は、前項の届出を受理したときは、速やかに検査し、内容に支障がないと認めるときは、道路位置指定に関する工事の検査終了済書（様式第2号）を交付しなければならない。
- 6 申請者は、前項の道路位置指定に関する工事の検査終了済書の交付を受けたときは、築

造した道路部分を分筆の上、地目を公衆用道路に変更し、その登記事項証明書（全部事項）及び地積図（登記所備付けの公図の写し）を提出するものとする。

- 7 市長は、前項の提出書類を受理したときは、速やかに確認し、内容に支障がないと認めるときは、その旨を公告し、道路の位置指定（変更・廃止）通知書を交付しなければならない。

（変更又は廃止の申請に係る図書の省略）

第5条 市長は、道路の位置指定の変更又は廃止の申請で、次に掲げる場合に該当し、かつ、やむを得ないと認めるときは、土地及び建物の権利者の承諾は必要としないものとする。

- (1) 廃止される指定道路に接する土地が法第43条第1項又は第2項の規定に基づく条例の規定に抵触しない場合
- (2) 廃止される指定道路の部分が、築造されていない指定道路で、廃止について土地及び建物の権利者の同意があることが明らかな場合
- (3) その他廃止又は変更により不利益を受けないことが明らかな場合

（設計）

第6条 道路の位置の指定又は変更の技術基準は、この告示に掲げるもののほか、白山市土地開発指導要綱別表技術基準第1の表（以下「技術基準」という。）によるものとする。

（接続道路）

第7条 道路は、両端を法第42条に規定する道路に接続しなければならない。ただし、政令第144条の4第1項各号のいずれかに該当し、かつ、土地の利用に支障がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 接続道路が法第42条第2項の規定に定める道路（以下「みなし道路」という。）の場合、その道路の境界線とみなされた部分から接続道路とするものとする。この場合において、道路とみなされる部分は分筆の上、地目を公衆用道路に変更するものとする。

（道路の幅員）

第8条 道路の幅員は、6メートル以上としなければならない。ただし、道路の延長が120メートル未満で、かつ、通行上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（道路のすみ切り）

第9条 道が同一面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には、技術基準6の項によるすみ切りを設置するものとする。

- 2 接続道路がみなし道路の場合、すみ切り及び転回広場は、その道路の境界線とみなされる部分から設置するものとする。

(道路のこう配)

第10条 道路の縦断及び横断こう配は、技術基準5の項及び7の項によるものとする。

(道路の構造)

第11条 道路の構造は、技術基準2の項及び8の項によるものとする。

(防護施設の設置)

第12条 道路の屈曲する部分、がけ等の存する部分その他通行上危険を伴うおそれがある部分には、技術基準10の項により必要な防護施設を設置するものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第113号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

番号	図書の種類	作成要領又は明示すべき事項	備考
1	道路の位置指定(変更・廃止)申請書(正)及び通知書(副)	承諾とは、次に掲げる承諾者の指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「申請道路」という。)に関する同意をいう。 (1) 申請道路の所有権及びそれ以外の権利を有する者 (2) 申請道路に接する土地の所有権及びそれ以外の権利を有する者 (3) 申請道路に接する土地にある建築物又は工作物の所有権及びそれ以外の権利を有する者 (4) 国又は公共団体が管理する公道、農道、水路、建物等にあつては、その所有者又は管理者	細則第9条第1項(様式第9号)、同条第2項第2号
2	指定道路の維持管理者届出書	原則として、土地所有者が指定道路の維持管理の責任者となるものとする。	細則第9条第2項第5号(様式第10号)
3	印鑑証明書	申請者、承諾者及び維持管理者の申請直前3箇月以内の印鑑証明書を添付する。	細則第9条第2項第4号

4	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示する。	省令第9条
5	地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地にある建築物又は工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項を明示する。	省令第9条
6	現況写真	申請道路の現況を写した写真を撮影し、撮影方向を明示する資料を添付する。	細則第9条第2項第6号
7	登記事項証明書	申請道路及び申請道路に接する土地が私有地の場合は、その土地の申請直前3箇月以内の登記事項証明書（全部事項）を添付する。	細則第9条第2項第3号
8	道路平面図	方位、道路の構造、延長、排水施設の位置、道界ブロックの位置、道路番号、地番及び縮尺を明示する。	細則第9条第2項第1号
9	道路横断図	道路番号別に、道路の構造、幅員、側溝の寸法及び縮尺を明示する。	細則第9条第2項第1号
10	道路縦断図	各道路別に、その延長、高低差、こう配及び縮尺を明示する。ただし、こう配が小さい場合は、道路平面図に高さを記入することで、これを省略できる。	細則第9条第2項第1号
11	その他必要と認める図書	<p>その他市長が必要と認める図書とは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 登記所備付けの公図の写し</p> <p>(2) 申請道路に係る土地の利用計画図</p> <p>(3) 申請道路及び申請道路に係る土地が、他法令に係る場合は、その許可書又は申請書の写し</p> <p>(4) 申請道路及び申請道路に係る土地が属する町内会長及び生産組合長の同意書</p>	細則第9条第2項第7号

	(隣接する町内会長及び生産組合長を含む。)	
--	-----------------------	--

様式第1号(第4条関係)

道路位置指定申請受理通知書

年 月 日

様

白山市長



年 月 日付けで申請のあった道路の位置の指定については、年  
月 日 第 号で受理したので通知します。

1 申請道路の概要	道路に含まれる区域の地名及び地番			
	道路形態	幅員		
		延長		
	工事着工予定年月日		年 月 日	
	工事完成予定年月日		年 月 日	
	申請の種類	指定・ 変更・廃止	指定年月日	年 月 日
			番 号	第 号
その他必要な事項				
2 工事設計者住所氏名				

備考

- 1 道路の築造は関係法令等を遵守の上、申請図書のとおり施行してください。
- 2 設計図書と異なる場合は、変更申請を行ってください。
- 3 工事完了後、速やかに工事完了報告書を提出してください。

様式第2号(第4条関係)

道路位置指定に関する工事の検査終了済書

年 月 日

様

白山市長



建築基準法第42条第1項第5号の規定による次の道路位置指定に関する検査が終了したので通知します。

受理年月日・番号	年 月 日 第 号
申請者住所氏名	
道路に含まれる区域の地名及び地番	
現場検査年月日	年 月 日
その他	

備考

- 1 この検査終了済書は、道路位置の指定通知書ではありません。
- 2 地目変更等の手続を終了した後、登記事項証明書(全部事項)及び地積図(登記所備付けの公図の写し)を提出し、指定通知書の交付を受けてください。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)